

つみたて NISA について

2018年1月より「つみたて NISA」がスタートします。証券・銀行では、この10月から口座開設の受付が開始され、来年の開始に向けて準備が本格化しました。今回のCBCA NEWSでは、この「つみたて NISA」を取り上げます。

◆ つみたて NISA とは？

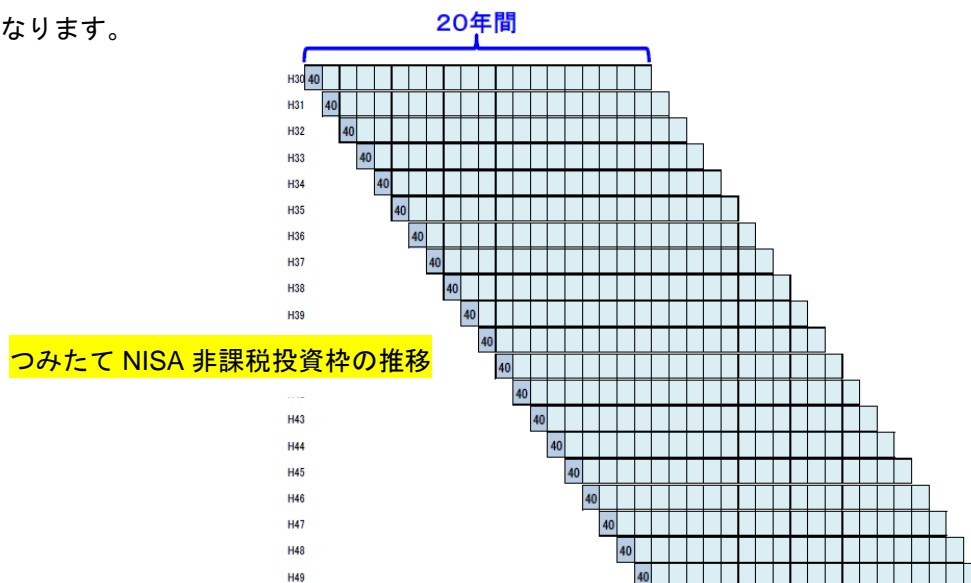
つみたて NISA とは、法的には「非課税累積投資契約に係る非課税措置」に基づき、専用口座内において投資信託への積立投資（契約により毎月定額でファンドを購入する投資方法）を行うことで、受け取る収益分配金や売却益などの利益に対する税金が免除される制度です。

既に制度運営されている NISA（少額投資非課税制度。以下、一般 NISA）の積立投資バージョンと考えると分かりやすいです。

つみたて NISA の特徴を一般 NISA と比べると、以下のようになります。

	つみたて NISA	一般 NISA
口座開設期間	2037 年まで	2023 年まで
非課税期間	最長 20 年間	最長 5 年間
非課税投資枠	40 万円/年	120 万円/年
最大非課税投資枠※	800 万円(40 万円×20 年)	600 万円(120 万円×5 年)
対象商品	(一定の要件を満たす) 投資信託、ETF	上場株式、投資信託、ETF 等

※ NISA では、毎年新たな非課税投資枠（つみたて NISA の場合 40 万円、20 年）が設けられていきます。そのため、非課税投資枠の累計は、つみたて NISA の場合最大で 800 万円（40 万円×20 年）となります。



◆ なぜ「つみたて」なのか？

実は、一般 NISA においても、投資信託への積立投資を行うことは可能です。ところが、実態調査によると、一般 NISA において積立投資の利用は総口座数の 1 割以下に留まっています。これは、積立投資により長期・安定的な収益を確保するには、最長 5 年間の非課税期間では短すぎるのが一因とされています。また、国は、高齢者に比べて若年層等の資産形成がはかばかしくないことを常々問題視していました。そこで、手元資金が十分でない若年層等の NISA 利用を促進する観点から、少額からの投資に適した「つみたて NISA」を創設する運びとなりました。

なお、長期（20 年）の非課税期間を設ける代わりに、国税との関係から非課税投資枠は 40 万円/年に留まりましたが、少額からの投資による資産形成のための制度であれば十分との判断でしょう。

◆ 対象商品は限定される

一般 NISA では、株式や、株式等のリスクを有する投資信託であれば原則どれでも投資可能でしたが、つみたて NISA では、投資可能な対象商品は、一定の要件を満たす投資信託と ETF に限定されています。一定の要件とは、信託報酬が一定基準以下の料率であること、投資信託の販売手数料はゼロであることなどで、商品を販売する証券・銀行にとっては、収益機会を大きく失う内容になっています。

その背景には、NISA を所管・推進する金融庁では、ここ最近、金融商品取扱業者に顧客本位の業務運営を行うよう強く促していることがあります。通常の投資信託の販売実態においては、必ずしも顧客本位の業務運営と言い難いものがあると金融庁は見ているようです。そこで、つみたて NISA においては、顧客本位の業務運営を徹底したいとの金融庁の考えが色濃く出た結果、投資可能な対象商品は、特にコスト面で厳しい基準を満たす投資信託と ETF に限定されることとなりました。

確かに、コスト面だけ見れば、顧客本位の制度になったかもしれません。反面、対象商品が限定されたことで、利用者の選択肢は非常に狭いものとなりそうです。10月5日現在、つみたて NISA 用として届け出がなされた投資信託は 106 ファンド（インデックスファンド 92、アクティブファンド 14）に留まっています。ベンチマークが同じインデックスファンドには商品性の違いが乏しいことを鑑みると、実際の選択肢は極度に少ないと言えるでしょう。

また、収益機会を大きく失うこととなった証券・銀行が、つみたて NISA の普及にどれだけ力を注ぐか甚だ疑問です。業者に赤字事業を押し付けてまで、金融庁が強引に旗振りを続けられるのでしょうか。

つみたて NISA の創設は有意義であると思われます。ただし、その普及には官民一体の活動そして顧客と業者のウィンウィンの関係が欠かせないと考えるならば、当面利用度の低い制度運営に留まるのではないかと予想しています。

一般社団法人全国経営診断士協会

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-2-17 NBD 三義ビル

TEL : 03-3812-8211 FAX : 03-3812-8213

mail@cbca.jp http://www.cbca.jp

お問い合わせ先